

令和7年2月25日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日	平成17年10月 1日開設、利用定員9人（一番館）
共同生活住居	平成23年 4月 1日開設、利用定員9人（二番館）
利用定員	
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和7年2月25日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
・地域住民 ・当町地域包括支援センター
・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
(当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて
3. 日常的な取り組み
4. 次回運営推進会議も中止、資料配布

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	長生郡白子町	茂原市	合計
人数	15	1	1	17
増減	-1			-1

前回会議時点（12月23日）17

12月27日、当町在住の女性1名が入居。本年1月23日に、当町在住の女性1名が死亡により退去。

② 要介護度等～前回当会議開催時とほぼ変化はない。

2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて

- (1) 前回会議（12月23日）以降、入居者・役職員に感染発症なし
- (2) 11月下旬頃から、インフルエンザの流行が目立ち、あわせて新型コロナウイルス感染症も増えているが、当ホームにおいては今のところ脅威となるような感染状況はみられない。入居者、役職員の感染発症は本日現在までない
- (3) クラスタ感染対策
→継続して感染対策の推進
- (4) ワクチン接種の推進
→入居者のワクチン接種を推進する。インフルエンザワクチン接種は完了。新型コロナウイルスワクチン接種については、是々非々で判断するものの、入居者にあっては1月に接種完了。
- (5) マスク着用の推奨
→国（厚生労働省）が既に発出の「令和5年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」を踏襲
- (6) 制限下における面会、外出の推進
→重症化しにくくなったことで、感染対策と日常生活の推進
→面会時に、面会者のマスク非着用が目に見えて増加。面会時においてはマスク着用がなければ面会を断念してもらうように勧めると、これまでのところ、全件例外なくマスク着用を了解
※課題：今後、強固にマスク非着用を主張する面会者があった場合、ワクチン陰謀説を強固に信ずる考え方と通底していると思われ、面会の可否、建物、敷地内立入りの可否、謝絶をする当ホーム側の法的根拠
→不退去罪（刑法130条）、威力業務妨害罪（同234条）但し、これらは、ハードクレーマー対策にも有用。

3. 日常的な取り組み

新型コロナウイルス感染症流行にともなう事柄をお伝えすることが多く、また、中心にならざるを得ない状況が継続していたところ、その他の当ホームにおける日常的な取り組みを紹介する機会を逸していたことから、紹介を始めることとした。今回は入居に至るまでの経緯等について紹介する。

第8回：入居に至る経緯②

【概要】～単身独居で生活していた女性。現役時代に役場庁舎清掃業務受託会社に勤務しており、その記憶のためか、毎日役場庁舎に通い詰め、早朝から日中まで役場に滞在。自宅と役場との往復は自転車で、交通事故等による死傷、自宅における事故（入浴中の溺水、失火）が懸念された。役場の協力を得て入居になった事例～

現役時代に役場庁舎清掃業務受託会社（以下、清掃受託会社）に勤務し、平日は早朝から役場に通い、清掃業務に従事していた。夫には先立たれ、単身独居、子は3人で全員独立。近隣に実の弟がおり、頼まれて金銭管理やときおり、様子を見て食事を運ぶなどしていた。調理や洗濯をしている様子が確認できず、入浴も長期間にわたってしている様子がなかった。身だしなみに関心がないことが見受けられた。自宅においては、片づけができず、庭にコンビニの弁当や総菜パンの包装、カラの牛乳パック、食べ残しなどが散乱しており、近隣の猫の親子が懐いていて、これらに給餌していることがうかがわれた。

あわせて、過去の断片的な記憶からか、自転車で毎日、早朝、時には日出前から役場に通うようになった。役場庁舎には土日祝祭日の閉庁日も構わず、寒暖の別なく、台風や大風などの荒天時においても毎日通い続けた。自転車を置き忘れてりして自転車がなくなるとも、バスやタクシーで通い続けた。かつての勤務先であった清掃受託会社の役職員と役場庁舎内にて出会う度に退職していること、仕事はないことを強く言い募られているのを見かけることが度々であったという。だからといって、清掃業務をする様子はほとんど見られず、ソファや食堂に日長一日座っているなどしていた。排泄行動のプロセスにおいて「排泄準備・排泄・あとしまつ」がうまくいかないことがあるとみられ、庁舎内のトイレの汚染、失

禁や下着、衣類の付着があった。このため、尿や便の臭気をまとっていることがあった。

また、やむを得ないことだが、手続きや相談などで来庁する町民など、特に子供連れの場合に、本人に悪気はないが子供に声を掛けたり接触したりすることがあり、本人の身なりや長期間入浴していないことや、尿や便の臭気を纏っている場合もあって、来庁者の本人に対する好奇の目、嫌悪感、忌避の感情を抱いていることは容易に察せられた。

これらのことから、認知症による中核症状が顕著であって、特に、記憶障害、見当識障害（時間や場所がわからない）、理解・判断力の低下、実行機能の低下（段取りや計画を立てられない、入浴できないなど）が顕著であること。具体的に想定されうる事態は、天候や時間を考慮できずに自転車で役場庁舎に通い続けることによって転倒や、交通事故に遭うこと、そのことによって死傷する恐れが高度であること。次に、不意に寒い時に暖を取ることを思い立ち、目的で火気を用いることでの失火、入浴を企図することで失火、入浴に至った際に適切な湯温の設定を誤ることによって心筋梗塞、火傷、溺水などで死傷する恐れが高度であった。

【経緯】親族、周辺の人々の協力によって、施設入所（入居）を指向、そのため、認知症の診断のための受診、入所（入居）のための準備行動がなされたが、本人の説得に難渋し、奏功しなかった。

昨秋、当社当ホームに入居のための照会があり、当ホームからアセスメント等のため自宅を訪ね、本人、家族、弟らと面談した。本人は、認知症の中核症状である理解・判断力の低下が顕著で、家族、弟らが単身独居での生活は困難だから施設に入るよという説得のみであったことから、表情は極めて硬く、反発も大きく、これでは難渋することは当然と思われた。

その後、役場庁舎に本人に会いに行くことを重ねた。昨年11月のある日の11時頃、初めて役場の食堂に静かに佇んでいるところを訪ねた時には、自宅での面談時に見せた表情、声色、姿態との違いに驚いた。確かに身なりはひどく、また、

近寄ると臭気もまとい、寒い時期に差し掛かりつつあり、朝夕は寒いのに素足で、履いている運動靴は不相应に大きくまた潰れ、踵を踏み潰していた。しかし、とても穏やかで、年齢にしてはたおやかさを有し、会話も弾んだ。学があり、毎日ネクタイにスーツで通勤した夫のことを話し、苦勞して3人の子らを大学にやったと、静かに誇らしげに話した。毎朝早くから清掃の仕事で役場に出勤し、一仕事終えて、休憩中であると述べた。その眼は自信が溢れているように見えた。

その後、何度か役場をこの時間に訪ねると、大概、食堂か、正面玄関ロビー前のソファがある待合のあたりにいることが多かった。本人とはすでに何度か出会って会話をしているが、覚えているような感じでは全くなかった。だが、いつものように誰にでも穏やかで、会話も弾み、いきいきとしていた。

【入居】当ホームは12月27日（金）御用納めの日までに、役場の協力を得て入居を進めようとした。役場と当ホームで協議を重ね、その案の概略は次のとおりである。

入居推進案～概略

1. 自宅の修繕工事が必要。消防法の規定に基づく強制力のあるもので、修繕工事期間中は、町で用意したところに寝泊まりをすることとなった。
2. 工事期間中は自宅の立ち入りができない。
3. 自宅の玄関にカラーコーンを設置し修繕工事につき立ち入り禁止の表示をし、写真に収め、後に備える。
4. 当ホームに入居する日に、役場での清掃業務が終了、当ホーム入居後は、就業場所は当ホームになること。そのことを意識付けするために、感謝状、花束贈呈を行い、その様子を動画に収録し、後に備える。
5. 懐いている猫の親子が、正しく本人が飼育しているものであって、離れることが入居の支障になれば、当ホームは猫の親子を受け入れる。

12月27日（金）を入居日と決し、その間、家族は説得を続け、また、役場、当ホームは準備をし、その日を迎えた。

12月27日当日、本人は受容し、家族、役場関係者が伴い、入居した。猫の親子は、家族、役場関係者の調査で、本人が飼育するものではなく、野良猫という

ことであった。猫の親子のルーティンでの立ち寄り先という確証が取れた。よって、猫の親子の入居はなかった。

当ホームの本人の居室で、セレモニーが催された。

役場での清掃業務が終了し、本日付けで当ホームに配置換え、異動となったこと。これまでの労苦に報い、感謝するため、感謝状、花束の贈呈が行われ、嬉しそうにする本人の様子が動画に収められた。

修繕工事完了までは自宅に立ち入りできず、カラーコーンで封鎖された自宅の様子を写真で確認させた。本人は納得して、修繕工事が終わるまで、就業場所で寝起きすることに進んで同意した。この様子も動画に収められた。

【まとめ】本件入居推進案の策定の動機

本件は、個別具体的に生命の危険が生じ得ることが容易に想定できた。薄暮時、台風や大雨の中でも、自転車を使用して役場庁舎へ毎日出向いてしまう。さらには、寒くなりつつある中で、暑さ、寒さが厳しくなる時期に、年寄りの命が失われることが多い。寒い中で身体能力が緩慢となって寒風吹きすさぶ中で自転車を漕ぐのと、秋の小春日和の中では自ずと異なる。その時点では入浴が稀かもしれないが、寒くなって急に入浴を思い立ち、そのまま風呂で死亡することは、浴室が家庭内で最も危険なことは論を待たない。

当社は実際に入居希望者の自宅での死亡事故を近年経験していた。

令和元年12月～2月、夫婦のみの世帯において、この夫婦がともにアルツハイマー型認知症を得、夫婦による入居の協議を始めていた。しかし、千葉市緑区在住で、夫婦が入居後には在宅復帰の可能性がなく、自宅も処分することとなっていたことから、ゆうなぎ白子（以下当ホーム白子）への入居を進めるにあたり、当ホーム白子に入居と同時に、緑区転出白子町当ホーム白子に転入の筋書きを描くも、住所地特例が適用できない白子町が難色。緑区・白子町との間で板挟みとなって苦慮した。緑区、白子町、その双方の言い分もよく分かる。

ただ、分からないのは、夫婦の子が、夫婦の住民票を入居と同時に異動させ、現に白子町民となれば当ホーム白子が利用できると信じて疑わないことに、緑区も白子町も沈黙せざるを得ないということだった。法律の条文にない、いわば、

条文の行間の話は、緑区も白子町も夫婦の子に言えないのは、自明であった。

1月下旬、緑区の夫婦宅を訪ねる。当ホーム白子に入居後、自宅を売却するための査定のためであった。寒さが厳しく小雪が舞うような日の午後だった。この日の夜のことだった。妻が入浴中に死亡（溺水）。この日、居間で夫と子に囲まれ、他人の私や当社の従業員と、大勢の人に囲まれて恥ずかしいのか、怖いのか、少なくともはにかむような表情でネガティブではないなどの印象を持ったのが最後の姿だった。

妻の葬儀を済ませ、2月初旬にこの筋書きで夫が単身にて当ホーム白子に入居。制度の狭間で、当社私が緑区、白子町との協議を、真剣さをもって取り組まなかったことで、命が失われた。ありていに言えば、呆けている年寄りには、言うことができないから私たちが存在し、その私たちの懈怠によってその命は、理不尽にも失われているのである。

4. 次回運営推進会議の開催日程

令和7年度の運営推進会議の日程については、決定後、通知する。

以上

本件のお問合せ先
事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711



ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
弊社の詳細は、こちら

QRコード弊社WEBサイト



フムネット、ゆうなぎ九十九里の評
価掲載当該サイト

QRコードフムネット



ゆうなぎ九十九里、運営推進会議録
掲載サイト（フムネット、フムネッ
ト、ゆうなぎ九十九里の評価掲載当
該サイトへのリンクあり）

ゆうなぎ九十九里